

5 軽自動車税（種別割・環境性能割）

1 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する方にかかる税で、納期は5月1日から同月末日までとなっています。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、1台当たりの年税額が決められています（自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。）。

(1) 手続き

軽自動車等の所有者又は使用者は、軽自動車等を取得・廃車・譲渡・盗難・転居・改造等した場合は、申告期限までに申告が必要となります。

- ※ 盗難の場合は、警察署に届け出た後、速やかにお住まいの区役所に申告を行ってください。
- ※ 所有者・使用者が法人の場合、支社等を所有者・使用者とする登録はできません。必ず本社の名称・所在地・代表者氏名を記載していただき、車両を使用する支社等の所在地は「主たる定置場」欄に記載してください。

<軽自動車税（種別割）の申告期限>

申告事由	申告期限
標識の交付や申告事項の変更（購入、名義変更（譲受け）、転入等）	15日以内（事由発生日から）
標識の返還（廃車、名義変更（譲渡し）、転出等）	30日以内（事由発生日から）

<車両の種類と手続き先>

125cc超のバイクや3輪・4輪の軽自動車をお持ちの方で、県外への引っ越し等により、車両の名義や住所変更の手続きを県外の窓口で行った場合は、本市に**税止め**の申告（連絡）が必要となります。申告（連絡）をいただかないと、所有していない（譲渡した）のに納税通知書が届くなどの事象が起こる場合があります。

税止めの手続きは、旧住所地（旧定置場）の区役所市民税担当にお問い合わせください。

車両の種類	ナンバープレートの交付・返還・申告事項の変更	軽自動車税（種別割）の申告
原動機付自転車 小型特殊自動車 (注1)	住所地（定置場）の区役所市民税担当（56ページ参照）	
2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	関東運輸局 神奈川運輸支局 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町 3540 TEL 050-5540-2035	
3輪、4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-1 TEL 050-3816-3118	(一社) 全国軽自動車協会連合会 神奈川事務所 横浜支所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-929-6888

(注1) 原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きについて

- ※ 申告の際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- ※ 改造の場合は、軽自動車税（種別割）申告書のほか、改造申立書（改造内容が分かる資料）と改造内容が確認できる資料の提出が必要です。

(2) 税率

<原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車等>

車種区分		標識	税率（年税額）
原動機付自転車	排気量 50cc 以下、 定格出力 0.6kw 以下	ミニカー（排気量 20cc 超～50cc 以下、 定格出力 0.25kw 超～0.6kw 以下）	水色 3,700 円
		上記以外のもの（注2）	白色（注3） 2,000 円
	排気量 50cc 超～90cc 以下、定格出力 0.6kw 超～0.8kw 以下		黄色 2,000 円
	排気量 90cc 超～125cc 以下、定格出力 0.8kw 超～1.0kw 以下		桃色 2,400 円
軽自動車	2輪（排気量 125cc 超～250cc 以下、定格出力 1.0kw 超）		－ 3,600 円
	専ら雪上を走行するもの		－ 3,600 円

車 種 区 分		標 識	税 率 (年 税 額)
小型特殊自動車 (注4)	農 耕 作 業 用 (最高速度 35 km/h 未満)	緑色	2,400 円
	そ の 他 (最高速度 15 km/h 以下)	緑色	5,900 円
2 輪の小型自動車 (250 ccを超えるもの)		-	6,000 円

(注2) 特定小型原動機付自転車を含みます。

(注3) 特定小型原動機付自転車については、10cm×10cmの専用の標識を交付します。

(注4) フォークリフト等の小型特殊自動車で公道を走らない車両についても軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車税(種別割)の申告を行い、標識の交付を受ける必要があります。

< 3 輪・4 輪の軽自動車 >

車 種 区 分 (いずれも排気量 660cc 以下)			税 率 (年 税 額)					
			平成 27 年 3 月 31 日以前に最 初の新規検査 を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最 初の新規検査 を受けた車両	最初の新規検査から 13 年を 経過した車両	グリーン化特例		
						電気・天然ガス 軽自動車	ガソリン・ハイブリッド軽自動車 (揮発油を内燃機関の燃料とする もので、乗用かつ営業用に限る)	
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
軽3輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽4輪	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	-	-
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	-	-
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	-	-

※ 最初の新規検査とは新車として最初に受ける検査のことです。

※ (イ) について、最初の新規検査をした日の属する年度の翌年度分に限り、燃費性能に応じて、グリーン化特例(エ)(オ)(カ)のいずれかが適用される場合があります。

※ (ウ) について、対象車両になる場合は、適用年度が「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」のお知らせ欄に記載されています。

< グリーン化特例 >

最初の新規検査をした日の属する年度の翌年度分に限り、次の基準を満たす車両について、グリーン化特例(軽課税率)を適用します。

(エ) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物を低減する車両に限り、)

(オ) 令和 12 年度燃費基準 90%以上達成し、かつ、令和 2 年度燃費基準値達成

(カ) 令和 12 年度燃費基準 70%以上達成し、かつ、令和 2 年度燃費基準値達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)に限り、

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(3) 減免

障害者手帳等をお持ちの方(専らその人のために使用する軽自動車等を所有する方を含みます。)には、軽自動車税(種別割)を減免する制度がありますので、納税通知書が届きましたら納期限内に住所地(定置場)の区役所で申請を行ってください。なお、複数車両を所有している場合、減免できるのは原動機付自転車、2 輪の軽自動車及び小型自動車、軽自動車及び普通自動車等のうちいずれか 1 台に限ります。

他にも減免制度があります(構造上身体障害者等のために専ら利用される軽自動車等に対する軽自動車税(種別割)の減免等)。詳しくは住所地(定置場)の区役所にお問い合わせください。

2 軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税(環境性能割)は、新車・中古車問わず取得価額が 50 万円を超える軽自動車(3 輪以上の車両)を取得した場合に、その車両を取得した方に課税されます。軽自動車税(環境性能割)は当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。

(1) 手続き

軽自動車を取得（新規取得、売買や譲渡による取得等）した場合は、申告期限までに申告が必要になります。

<環境性能割の申告について>

申告事由	申告期限	提出窓口
新たに車両番号の指定を受ける軽自動車の取得	車両番号の指定を受けるとき	神奈川県自動車会議所 神奈川事業所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-931-2560
上記以外の自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車の取得	15日以内（事由発生日）	
その他の軽自動車の取得	15日以内（事由発生日）	

(2) 税率

<環境性能割の税率>

乗用車

区分			税率	
			自家用	営業用
電気軽自動車、 天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）			非課税	
ガソリン自動車 （ハイブリッド車を含む。）	・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	かつ	（令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成）	
			（令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成）	
			（令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成）	
上記以外上記以外の乗用車			1.0%	0.5%
			2.0%	1.0%
				2.0%

トラック（車両総重量2.5t以下）

区分			税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）			非課税	
ガソリン自動車 （ハイブリッド車を含む。）	・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	かつ	令和4年度燃費基準105%達成	
			令和4年度燃費基準達成	
			令和4年度燃費基準95%達成	
上記以外			1.0%	0.5%
			2.0%	1.0%
				2.0%

※令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「H22年度燃費基準173%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準151%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準130%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準150%達成」に読み替えます。

※令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「R2年度燃費基準102%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えます。

※令和4年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R4年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+63%達成」に、「R4年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+55%達成」に、「R4年度燃費基準95%達成」は「H22年度燃費基準+47%達成」に読み替えます。